

(電子提供措置開始日：2026年5月8日)

定時株主総会招集ご通知への記載を 省略した電子提供措置事項

第85期 (2025年4月1日～2026年3月31日)

I. 事業報告	
1. 企業集団の現況	… 1頁
2. 会社の現況	… 5頁
II. 連結計算書類	
1. 連結貸借対照表	… 15頁
2. 連結損益計算書	… 16頁
3. 連結株主資本等変動計算書	… 17頁
4. 連結注記表	… 18頁
III. 計算書類	
1. 貸借対照表	… 27頁
2. 損益計算書	… 28頁
3. 株主資本等変動計算書	… 29頁
4. 個別注記表	… 30頁
IV. 監査報告	
1. 連結計算書類に係る会計監査報告	… 34頁
2. 計算書類に係る会計監査報告	… 36頁
3. 監査等委員会の監査報告	… 38頁

株式会社スクロール

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をされた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面：定時株主総会招集ご通知）への記載を省略しております。

I. 事業報告

1. 企業集団の現況

(1) 対処すべき課題

① 経営方針

当社グループは、「社会から信頼される企業であること。」「清く、正しく、美しく、事業を行うこと。」を社是とし、事業の発展と社員の幸福を一致させるべく活動し、お客様、取引先および株主が、ともに満足を得られる経営を行い、社会に貢献することを基本理念としております。当社グループは「100年続く企業」に向け、当社グループを取り巻く事業環境の変化に対して、持続的な成長を実現する企業体への転換を推進し、継続的な企業価値向上を追求してまいります。

② 中期経営計画における重点方針の取組状況

当社グループは、創業90周年となる2029年度までに達成すべき目標として中長期ビジョンを掲げております。2025年度はその初年度として、ダイレクトマーケティング市場に限定せず事業領域の拡大に取り組むとともに、LPB（Logistics、Payment、BPO）に経営資源を集中し、「独自性を追求した収益力の強化」および「機動性のあるResponsibility経営の推進」を二大重点方針とし、当社グループの企業価値の向上に努めてまいりました。

i) 独自性を追求した収益力の強化

成長ドライバーであるソリューション事業におきましては、ダイレクトマーケティング市場に限定しない事業領域の拡大に注力し、増益となりました。決済代行における個別債権の不払率についても改善に向かっており、収益性の再構築が進捗いたしました。

収益の源泉である通販事業におきましては、円安や物価上昇が続く中、在庫コントロールや販促費抑制に取り組むなど、収益性の確保に努めてまいりました。

eコマース事業におきましては、将来の持続的な成長に向けた事業構造改革を断行し、並行輸入品のEC販売および旅行企画販売からの撤退を決議いたしました。一方で、防災意識の高まりを背景に防災関連商材が好調に推移した結果、セグメント全体では増益となりました。

ii) 機動性のあるResponsibility経営の推進

「語る」のではなく「やる」をテーマに、マテリアリティ（重要課題）に基づいて設定した中長期的な目標の達成に向けて、「企業価値向上に向けた取組み」「環境配慮、脱炭素社会への不断の取組み」「タスク・ダイバーシティ経営の推進」の観点からそれぞれの取組みを実施しております。また、環境変化への適応と持続的な成長のため、新たに「DXの推進」を掲げ、デジタル技術の活用による経営基盤強化に向けた体制整備に着手しました。引き続き、目標の達成に向けた実効性のある取組みを深化させてまいります。

<マテリアリティ（重要課題）>

- より良い商品・サービスの開発を通して、豊かな暮らしづくりをサポートする
- 少子高齢化社会によって起こる社会問題の解決
- 環境負荷の低減
- SCM強化による安心安全な商品提供
- DXの推進
- タスク・ダイバーシティ経営の推進
- 地域社会への貢献
- コーポレート・ガバナンスの強化

③ 今後の見通しおよび経営戦略

今後の当社グループを取り巻く経営環境につきましては、雇用・所得環境は改善がみられるも

の、不安定な海外情勢や恒常的な円安に起因する物価上昇等を背景に、先行き不透明な状況が続くことが見込まれます。中東情勢が当社グループの事業運営に直接的に及ぼす影響は現時点では限定的ですが、間接的なコスト上昇等の動向を含め、引き続き注視してまいります。小売業界におきましては、短期的には物価高騰による生活防衛意識の継続に加え、中長期的には人口減少や少子高齢化に伴うマーケットの縮小が懸念され、厳しい状況が続くことが予想されます。通販業界におきましては、E C・通販市場全体の成長率は鈍化しており、また、参入業者の増加に伴い業種・業態を越えた競争が激化していることから、通販ソリューションサービスの重要性が一層高まっています。さらに、人材不足や人件費高騰などを背景に、ビジネスプロセスアウトソーシングの需要は着実に拡大していくものと予測されます。

このような外部環境を踏まえて、当社グループは引き続き、ソリューション事業と通販事業の二つの収益基盤を確固たるものとし、その相乗効果で収益の安定性と成長性を両立する事業ポートフォリオの変革を推進してまいります。また、長期的な利益の最大化を実現するための新たなコーポレートアイデンティティとして、当社グループの目指すべき姿を「すべての『欲しい』を解決する Direct Solution Company」と再定義いたしました。これまでの通販事業やソリューションサービスを通して、顧客と直接つながり続けることで得られたノウハウにより、ビジネスに、暮らしに、社会に対してダイレクト（最短・最適）な解決策を提供してまいります。2026年度におきましては、2025年度に断行した不採算事業の整理や事業構造改革をもとに、資本効率性を意識した中長期的な事業ポートフォリオの最適化を目指し、成長領域への経営資源の集中を加速させてまいります。加えて、独自性の高いビジネスモデルを追求することで、長期利益の最大化と持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

(2) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループは、連結計算書類作成会社（当社）、子会社17社で構成されており、主な事業は、以下のとおりであります。

区 分	主 な 事 業 の 内 容
ソリューション事業	通信販売事業者およびE C事業者向け通信販売代行事業等 (主な商材：物流代行サービス、決済代行サービス、マーケティングサポート、B P Oサービス等)
通 販 事 業	通信販売事業等 (主な商材：アパレル、インナー、雑貨等)
e コ マ ー ス 事 業	個人向けe コマース事業等 (主な商材：ブランド服飾雑貨、アウトドア用品、化粧品、雑貨、防災用品、旅行等)
グループ管轄事業	当社グループおよびソリューション事業の物流事業、不動産賃貸事業

(3) 主要な営業所 (2026年3月31日現在)

会 社 名	本 社	その他
株式会社スクロール	浜 松 市 中 央 区	東京都品川区 (東京本店)
株式会社スクロール360		
株式会社スクロールロジスティクス		
株式会社キャッチボール	東 京 都 品 川 区	—
株式会社もしも		—
株式会社スクロールインターナショナル		—
株式会社AXES		—
株式会社キナリ		—
株式会社トラベックスツアーズ	—	
ZonExpert株式会社	東 京 都 千 代 田 区	—
株式会社ナチュラム	大 阪 市 中 央 区	—
株式会社ミヨシ	大 阪 市 浪 速 区	—
株式会社ビーボーン	福 岡 市 中 央 区	—
詩克樂商貿 (上海) 有限公司	中 華 人 民 共 和 国 上 海 市	—
成都音和娜網絡服務有限公司	中 華 人 民 共 和 国 四 川 省 成 都 市	—
SCROLL VIETNAM COMPANY LIMITED	ベトナム社会主義共和国 ホーチミン市	—
SCROLL BANGLADESH COMPANY LIMITED	バングラデシュ人民共和国 ダッカ市	—

(4) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 当社グループの使用人の状況

事業の種類	使用人数	前連結会計年度末比増減
ソリューション事業	403名 (210名)	36名増 (—)
通 販 事 業	248名 (11名)	10名増 (2名減)
e コ マ ー ス 事 業	114名 (2名)	9名減 (—)
グ ル ー プ 管 轄 事 業	202名 (738名)	10名増 (2名減)
合 計	967名 (961名)	47名増 (4名減)

- (注) 1. 使用人数は、就業人数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. グループ管轄事業として記載されている使用人数は、当社の管理部門および株式会社スクロールロジスティクス等に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
307名 (13名)	2名増 (3名減)	40.9歳	11.8年

- (注) 使用人数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(5) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(6) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 110,000,000株
- ② 発行済株式の総数 34,629,200株
- ③ 株主数 51,885名
- ④ 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,008千株	11.85%
丸紅株式会社	2,841	8.40
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	992	2.93
スクロール従業員持株会	708	2.10
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	550	1.63
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	543	1.61
モリリン株式会社	364	1.08
MURAKAMI TAKATERU	305	0.90
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	258	0.76
BNP PARIBAS NEW YORK BRANCH - PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACCOUNT	241	0.71

- (注) 1. 当社は、自己株式817,299株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

当社は、譲渡制限付株式報酬制度により業務執行取締役4名に対して、2025年6月30日付で普通株式30,000株を発行いたしました。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年10月31日開催の取締役会決議に基づき、2025年11月5日から2026年1月13日の間、市場取引により、790,000株（発行済株式総数に対する割合は2.28%）の自己株式を総額999,868,680円で取得いたしました。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

<ご参考>

政策保有株式について

当社は、持続的な成長と社会的価値、経済的価値を高めるため、製品の安定調達や業務提携など経営戦略の一環として、また、取引先および地域社会との良好な関係を構築し事業の円滑な推進を図るため、必要と判断する企業の株式を保有することがあります。

なお、個別の政策保有株式について、縮減していくことを基本方針として、取締役会において、毎期、保有目的の適切性、資本コストを踏まえた収益性、株価の状況、保有することによる投資先企業との関係維持・強化等を総合的に検証しております。また、当該検証結果を踏まえた中長期的な経済合理性の観点から判断し、保有株式の議決権を適切に行使しております。

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められない株式がある場合は、株主として相手先企業との必要十分な対話を行います。

また、当社は、政策保有株主との間で会社や株主共同利益を害する取引を行わず、当社株式を保有する政策保有株主の方針を尊重し、売却等の妨害を行いません。

(3) 会社役員 の 状況

① 監査等委員の状況 (2026年3月31日現在)

地位	氏名	財務および会計等に関する見識
取締役 (監査等委員)	村瀬 司	情報システムを中心とするコンサルティング企業を経営され、多数の企業のコンサルティング業務の経験を有するとともに、企業経営を監督する十分な見識を有しております。
取締役 (監査等委員)	宮部 貴之	衣料品・雑貨・家具等の無店舗事業および有店舗事業の経営に長く携われ、海外生産や輸入実務の経験を有するとともに、企業経営を監督する十分な見識を有しております。
取締役 (監査等委員)	宮城 政憲	大手メーカーや複数の経営コンサルティングファームでの実務経験と幅広い業種における人事、労務およびコーポレート・ガバナンス関連に関する知見を有しており、企業経営を監督する十分な見識を有しております。
取締役 (監査等委員)	一杉 逸朗	金融機関およびシンクタンクでの経験を有するとともに、財務および会計ならびに企業経営全般を監督する十分な見識を有しております。
取締役 (監査等委員)	小野 亜希子	監査法人や民間企業での職務経験およびM&A等による企業評価等の知見を有するとともに、公認会計士であり、財務および会計ならびに企業経営全般を監督する十分な見識を有しております。
取締役 (監査等委員)	馬場 知瀬子	衣料品・雑貨・化粧品等の販売店における運営およびマネジメントの職務経験を通じて、リテールやマーケティングにかかる幅広い知見および人材の育成開発に関する知見を有しており、企業経営を監督する十分な見識を有しております。

(注) 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置しており、同局が内部監査対応を専属で担当することで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断されるため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

② 当事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

③ その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

i) 社外役員の重要な兼職の状況 (2026年3月31日現在)

区分	氏名	兼職先	兼職の内容
取締役 (監査等委員)	村瀬 司	株式会社ファンズオン	代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	宮城 政憲	H R T F	代表
取締役 (監査等委員)	小野 亜希子	小野公認会計士事務所 第一実業株式会社 合同会社ブレインリンク	代表 社外取締役 (監査等委員) 代表社員
取締役 (監査等委員)	馬場 知瀬子	株式会社Terra Insight	取締役

(注) 1. 取締役(監査等委員)宮城政憲氏の兼職先であるH R T Fと当社との間には、業務委託料の総額を100万円未満とする人事施策等の支援に関する業務委託契約に基づく取引関係(2026年3月31日をもって契約終了)がありました。

2. その他各取締役(監査等委員)の兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

ii) 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

iii) 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	取締役会等における発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 村瀬 司	14回/14回 (出席率100%)	14回/14回 (出席率100%)	会社経営およびDX・ICT分野に関する幅広い知識と豊富な知見に基づき、取締役会等において、主に生成AIによる事業環境の変化やビジネスにおける利活用およびランサムウェア予防等の情報セキュリティ体制のあり方などに関する発言を行っており、当社グループにおける生成AIの利活用を含めたDXおよびICT基盤の整備・強化に向けた取組み等に関する監督、助言など適切な役割を果たしております。また、監査等委員会および指名報酬委員会の委員長として、当社グループの適切な内部監査体制の構築に尽力しております。
取締役 (監査等委員) 宮部 貴之	14回/14回 (出席率100%)	14回/14回 (出席率100%)	会社経営および事業運営全般に関する幅広い知識と豊富な知見に基づき、取締役会等において、主に海外拠点の内部統制リスクへの対応ならびにグループ各社の適切な事業運営に関する提言および経営課題への対応に関する発言を行っており、グループ事業全般のリスクマネジメントおよび実効性のある業務執行等に関する監督、助言など適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員) 宮城 政憲	13回/14回 (出席率93%)	13回/14回 (出席率93%)	人事、労務およびコーポレート・ガバナンスに関する幅広い知識と豊富な知見に基づき、取締役会等において、主に採用や給与水準を含めた人事制度のあり方およびグループ全体のガバナンス体制などの発言を行っており、人的資本経営およびグループ人材の充実等に関する監督、助言など適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員) 一杉 逸朗	14回/14回 (出席率100%)	14回/14回 (出席率100%)	金融機関・シンクタンクでの経験による財務および会計ならびに経営全般に関する幅広い知識と豊富な知見に基づき、取締役会等において、主に経済動向やマーケット状況などの外部環境と当社グループへの影響および各事業における収益率の重要性に関する発言を行っており、市場経済全般を俯瞰した対応および経営課題への取組み等に関する監督、助言など適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員) 小野 亜希子	14回/14回 (出席率100%)	14回/14回 (出席率100%)	監査法人・民間企業での経験、内部統制およびM&A等による企業評価等に関する幅広い知識と豊富な知見ならびに公認会計士としての専門的見地から、取締役会等において、主に当社グループの内部統制体制の構築および効果的な内部統制の実施方法等に関する発言を行っており、当社グループの経営管理の適正化等に関する監督、助言など適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員) 馬場 知瀬子	14回/14回 (出席率100%)	14回/14回 (出席率100%)	リテール事業およびマーケティング全般に関する幅広い知識と豊富な知見に基づき、取締役会等において、主に企業ブランディングほかマーケティングの実効性を確保するためにユーザー目線で考える営業施策の重要性および組織への波及効果などに関する発言を行っており、実践的な事業運営に関する監督、助言など適切な役割を果たしております。

(注) 上記の活動状況のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす3回の書面決議に全員が参加しております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（監査等委員）とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

⑥ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金および争訟費用等の損害を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役ならびにグループオフィサーおよびセグメントオフィサーです。

⑦ 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

区 分	支 払 額
当社が支払うべき当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	51百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当社が支払うべき当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法および監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および第3項に規定する同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としており、これらの剰余金の配当等の決定機関は、いずれも取締役会です。

当事業年度の期末配当金につきましては、配当の基本方針に基づき、1株当たり29円50銭とさせていただきます。これにより、中間配当金29円50銭と合わせて年間配当金は59円となります。

<株主還元に関する基本方針>

当社グループは、ROE重視の経営を推進し、直接的な利益還元と中長期的な株主価値の最大化を目指しております。

配当につきましては、安定した配当の継続を原則とした「累進配当」として実施することを基本目標としております。

企業価値最大化を目的とした成長投資と安定的利益配分を実施したうえで、機動的に自己株式の買入れなどを行い株主の皆さまに還元してまいります。

<翌事業年度の株主還元に関する基本方針>

当社グループは、ROE重視の経営を推進し、直接的な利益還元と中長期的な株主価値の最大化を目指しております。

配当につきましては、中長期ビジョン（2029年度）に掲げるROE15%以上の達成に向けて、連結配当性向60%または連結純資産配当率（DOE）8.5%のいずれか高い方を基準とした累進配当を実施してまいります。

企業価値最大化を目的とした成長投資と安定的利益配分を実施したうえで、さらに追加還元の余地がある場合は、機動的に自己株式の買入れなどを行い、株主の皆さまに還元してまいります。

(6) 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムに関する基本方針、すなわち取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり定めております。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会の半数以上を、独立した立場から業務執行を監督することができる社外取締役で構成することにより、取締役及び使用人の業務執行に対する監督機能を強化しております。

また、関連法令や社内規程を遵守することを記載した企業理念「スクロールフィロソフィ」を整備し、取締役及び使用人に周知徹底します。

グループ全体のコンプライアンスやリスク管理体制を統括する内部統制委員会を設置し、内部統制委員会の決定に基づき内部統制の強化を図るとともに、必要に応じて取締役及び使用人への研修、教育を実施いたします。

法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、取締役及び使用人が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス担当取締役又は社外弁護士を情報受領者とする社内通報制度（スクロールグループ企業倫理ホットライン）を設置し、運用いたします。当該通報制度を利用して通報を行った者に対しては、当該通報をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その保護を徹底いたします。

これらグループ全体の内部統制システム及びその運用については、内部監査部が評価し、その結果を内部統制委員会に報告いたします。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報・文書は、社内規程に基づいて保存するとともに、当該文書は書面（電磁的記録を含む。）による集中管理を行い、取締役がいつでも閲覧できる状態を維持いたします。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ全体のリスク管理に関する基本的事項と体制をリスクマネジメント規程に定めるとともに、内部統制業務を担当する部門が組織横断的にリスク状況を把握し、適切な対応を図ります。また、重大なインシデント又は自然災害等の緊急事態が発生した場合には、対策本部を設置して迅速に対応するための体制を整備するとともに、事業継続計画（BCP）を策定し、損失の最小化と事業の早期復旧を図ります。

なお、内部監査部は、リスク管理体制の適正性について、独立した立場から監査を実施し、その結果を内部統制委員会に報告いたします。

④ 情報セキュリティおよび情報システムの管理に関する体制

当社グループは、情報セキュリティ等に関する規程を整備し、情報セキュリティ委員会等の推進体制のもと、秘密情報及び個人情報の漏洩防止並びに目的外利用の防止に向けた適切な安全管理体制を構築・運用いたします。また、社内情報システムの安全な運用とセキュリティ対策の適時適切な見直しに努めるとともに、役員及び使用人への継続的な教育・研修を通じて、全社的な情報管理の徹底とサイバーリスクからの保護を図ります。

⑤ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月1回開催するほか必要に応じて随時開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行います。

また、業務執行に関する詳細な事項の意思決定については、取締役及びグループオフィサーで構成するグループ経営会議において慎重に協議するとともに、取締役は、取締役の職務執行に関

する意思決定の権限を明確にした規程に則り、職務を遂行いたします。

なお、取締役の職務の執行に関する監査は、監査等委員会が実施いたします。

⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- i) 当社は、子会社管理規程に従い、グループ全体としての業務の適正を確保するための体制を整備します。子会社の経営上の重要事項については、当社の事前の承認又は当社への定期的な報告を義務付ける体制といたします。
- ii) 当社における内部統制委員会には子会社の代表取締役も参画し、内部統制委員会の決定に基づいたグループ全体の内部統制システムを運用することで、適切な監視体制及び報告体制を確保します。子会社管理の所管部門は、子会社におけるリスクの認識、評価及び対応について適切な指導・支援を行い、子会社の損失の危険の管理体制を構築いたします。
- iii) 子会社の自主性を尊重しつつ、当社と緊密な連携を取り、当社グループ共通のシステム導入や権限の明確化等を行うことで、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制を整備いたします。
- iv) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社グループの行動規範やコンプライアンス体制を子会社にも適用・推進し、当社の内部監査部が必要に応じて子会社の監査を実施いたします。

⑦ 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査等委員会が使用人を置くことを求めた場合は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令に属さない専属の使用人を監査等委員会に配置し、監査業務を補助します。

⑧ 前項の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会による前項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人の任命、人事異動、評価等については、事前に監査等委員会の同意を得るものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立を確保するものとし、

⑨ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- i) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の業務や業績に影響を与える重要な事項について当社の監査等委員会に報告するものとし、また、監査等委員会はいつでも必要に応じて取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができます。
- ii) 前項の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう必要な措置を講じるものとし、

⑩ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i) 監査等委員会は、決裁書の検閲や取締役会及びグループ経営会議等重要な会議に出席することを通じて、取締役の職務遂行状況を監査します。
また、監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換等の連携を図ります。
- ii) 監査等委員が職務の執行（監査等委員の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払又は償還等の請求をした場合は、監査の職務の執行に必要なと明らかに認められる場合を除き、会社は速やかに当該費用又は債務を適切に処理します。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムを構築いたします。また、その整備・運用状況の有効性を継続的に評価し、維持向上及び必要な是正措置を行う体制を整備いたします。

⑫ 反社会的勢力排除のための体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為もいたしません。また、自ら反社会的勢力の力を利用いたしません。万一、これら反社会的勢力とのトラブル等が発生した場合には、法律の専門家や警察署等と連携し、毅然とした対応を行います。

(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システムの基本方針に基づき実施した、当連結会計年度における当社の内部統制システムの主な運用状況の概要は以下のとおりです。

① 重要な会議の開催状況

当連結会計年度における取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役（監査等委員）が出席しております。また、監査等委員会は14回、内部統制委員会は4回開催いたしました。

なお、取締役会については、上記開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会があったものとみなす書面決議が3回ありました。

② コンプライアンス教育の実施状況について

当連結会計年度においては、コンプライアンス全般および情報セキュリティをテーマに、グループ全社員に対し、eラーニング教育を実施いたしました。さらに、管理職に対しては、外部専門家を講師とした情報セキュリティ研修を実施いたしました。

③ 監査等委員の職務の執行について

監査等委員は、決裁書の検閲や取締役会に出席することを通じて、取締役の職務遂行状況を監査いたしました。また、監査等委員は、当社代表取締役、会計監査人との間で、それぞれ定期的な意見交換会を実施いたしました。このほか、内部統制部門からその活動状況の報告を受け、意見交換とともに依頼、指示を行っております。

④ 当社グループの管理体制について

当社子会社については、子会社管理規程に従い、取締役会その他会議体の運営指導、各種規程の整備と見直しを行っております。また、グループ全体での内部統制活動として、財務報告整備活動、情報保護整備活動、BCP整備活動、業務の有効性・効率性整備活動、リスクマネジメント全般活動等を推進してまいりました。

⑤ 反社会的勢力の排除について

当社は、取引先との契約書に反社会的勢力の排除に関する規定を設けるとともに、社員に対する教育を実施することで、反社会的勢力との関係を一切遮断するよう努めております。

(8) 会社の財務及び事業の方針等の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

当社は、以下のとおり、会社の事業方針等の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めております。

- ① 当社は、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者がいた場合、株主が適切な判断をするための必要な時間の確保および十分な情報の収集に努め、あわせて取締役会の意見および法令に基づいた適切な措置を講じ、これらについて、株主に対して十分な説明を行います。
- ② 取締役会は、株主が公開買付に応じる権利を不当に妨げる措置を講じません。
- ③ 既存株主の権利に大きな変動を与える資本政策については、必要性・合理性を検討し、株主に対して十分な説明を行います。

<ご参考>

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方や「コーポレートガバナンス・ガイドライン」につきましては、当社ウェブサイト (<https://www.scroll.jp/sustainability/governance/>) に掲載しております。

II. 連結計算書類

1. 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	39,519	流 動 負 債	19,668
現金及び預金	10,721	買掛金	2,826
売掛金	12,291	未払金	13,471
商 品	6,034	未払法人税等	1,099
貯 蔵 品	873	賞与引当金	515
未 収 入 金	8,375	そ の 他	1,756
そ の 他	2,344	固 定 負 債	1,665
貸倒引当金	△1,120	役員退職慰労引当金	50
固 定 資 産	19,508	環 境 対 策 引 当 金	1
有 形 固 定 資 産	12,543	訴 訟 損 失 引 当 金	1
建物及び構築物	5,388	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,360
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	451	そ の 他	251
土 地	5,511	負 債 合 計	21,333
建 設 仮 勘 定	1,042	純 資 産 の 部	
そ の 他	150	株 主 資 本	35,206
無 形 固 定 資 産	890	資 本 金	6,229
の れ ん	378	資 本 剰 余 金	7,158
ソ フ ト ウ エ ア	462	利 益 剰 余 金	22,819
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	44	自 己 株 式	△1,001
そ の 他	5	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,488
投 資 そ の 他 の 資 産	6,075	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,367
投 資 有 価 証 券	4,085	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	47
繰 延 税 金 資 産	1,371	為 替 換 算 調 整 勘 定	73
そ の 他	2,072	純 資 産 合 計	37,694
貸倒引当金	△1,453	負 債 純 資 産 合 計	59,028
資 産 合 計	59,028		

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売上高		88,548
売上原価		51,866
売上総利益		36,681
販売費及び一般管理費		30,954
営業利益		5,727
営業外収益		
受取利息	77	
受取配当金	111	
為替差益	11	
債務勘定整理益	128	
償却債権取立益	66	
その他の	87	483
営業外費用		
支払利息	3	
譲渡制限付株式関連費用	11	
自己株式取得費用	25	
その他の	4	44
経常利益		6,166
特別利益		
関係会社株式売却益	2	2
特別損失		
固定資産除却損	1	
減損損失	548	
事業整理損	1,006	
その他の	59	1,615
税金等調整前当期純利益		4,552
法人税、住民税及び事業税	2,210	
法人税等調整額	△426	1,783
当期純利益		2,768
親会社株主に帰属する当期純利益		2,768

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

3. 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,116	7,045	22,019	△1	35,180
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	112	112			225
剰 余 金 の 配 当			△1,967		△1,967
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,768		2,768
自 己 株 式 の 取 得				△999	△999
そ の 他			△0		△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	112	112	800	△999	25
当 期 末 残 高	6,229	7,158	22,819	△1,001	35,206

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	1,180	40	69	1,290	36,470
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					225
剰 余 金 の 配 当					△1,967
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					2,768
自 己 株 式 の 取 得					△999
そ の 他					△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	1,187	6	4	1,198	1,198
当 期 変 動 額 合 計	1,187	6	4	1,198	1,224
当 期 末 残 高	2,367	47	73	2,488	37,694

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

4. 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- i) 連結子会社の数 16社
- ii) 主要な連結子会社の名称 (株)スクロール360、(株)キャッチボール、(株)もしも、(株)ビーボーン、ZonExpert(株)、成都音和娜網絡服務有限公司、(株)スクロールインターナショナル、詩克樂商貿(上海)有限公司、SCROLL VIETNAM CO.,LTD.、SCROLL BANGLADESH CO.,LTD.、(株)AXES、(株)ナチュラム、(株)ミヨシ、(株)キナリ、(株)トラベックスツアーズ、(株)スクロールロジスティクス

② 連結の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度から、ZonExpert(株)を連結の範囲に含めております。

ZonExpert(株)につきましては、2025年4月1日を効力発生日として当社の連結子会社である(株)スクロール360が株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

また、当連結会計年度において、(株)ムトウクレジットは清算が終了したため、連結の範囲から除外しております。

③ 非連結子会社の名称等

- i) 非連結子会社の名称 SCROLL SINGAPORE ENTERPRISE PTE. LTD.
- ii) 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- i) 持分法適用の関連会社の数 一社
- ii) 持分法適用の範囲の変更 当連結会計年度において、(株)嘉翔ツーリズムの株式を売却したことに伴い、持分法の適用範囲から除外しております。

② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

- i) 主要な会社名の名称 SCROLL SINGAPORE ENTERPRISE PTE. LTD.
- ii) 持分法を適用しない理由 各社の当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、詩克樂商貿(上海)有限公司、成都音和娜網絡服務有限公司、SCROLL VIETNAM CO.,LTD.の決算日は12月31日であります。

また、SCROLL BANGLADESH CO.,LTD.の決算日は6月30日ありますが、12月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を作成しております。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

i) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

以外のもの

市場価格のない株式等

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

移動平均法による原価法

ii) 棚卸資産

商品

主として先入先出法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

- 貯蔵品 主として個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- i) 有形固定資産 (リース資産を除く) 主として定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物 6～45年
機械装置及び運搬具 2～17年
- ii) 無形固定資産 (リース資産を除く) 主として定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- iii) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- ③ 重要な引当金の計上基準
- i) 貸倒引当金 売上債権、未収入金及び貸付金等の貸倒損失に備えるため、連結会計年度末の一般債権については貸倒実績率等合理的な基準により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ii) 賞与引当金 使用人及び使用人としての職務を有する役員に対して支給する賞与に充てるため、支給予定見積額の連結会計年度負担分を計上しております。
- iii) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末所要額を計上してはりましたが、現在は、役員退職慰労金制度を廃止しております。
連結会計年度末の役員退職慰労引当金残高は、役員退職慰労金制度適用期間中から在任している役員に対する支給見込額であります。
- iv) 環境対策引当金 P C B（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用に充てるため、処理費用見込額を計上しております。
- v) 訴訟損失引当金 訴訟に対する損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- i) 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ii) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生時の連結会計年度に全額費用処理しております。
- iii) 小規模企業等における簡便法の採用 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ⑤ 収益及び費用の計上基準
当社グループの主な事業は、EC・通販事業者へのソリューション事業及びアパレル、インナー、雑貨等の通信販売事業であります。
ソリューション事業では、主として通信販売事業者及びEC事業者に対し物流代行サービス等の通信販売代行サービスを、eコマース事業のうち旅行企画販売では、主としてバスツアーの企画販売等を行っております。これらのサービス契約については、通常、サービスの提供が完了し、請求が可能となった時点で収益を認識しております。
また、通販事業及びeコマース事業（旅行企画販売を除く。）では、主としてカタログやインターネットを通じてアパレル、雑貨、化粧品等の商品販売を行っております。これらの商品販売取引では、通常、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

i) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

ii) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ヘッジ対象

為替予約 外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

iii) ヘッジ方針

外貨建金銭債権債務の為替相場の変動リスクをヘッジしております。

iv) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

⑦ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を合理的に見積り、その見積期間に応じて均等償却しております。ただし、金額的に重要性がないものについては発生時に一括償却しております。

⑧ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用 グループ通算制度を適用しております。

(会計上の見積りに関する注記)

(1) 固定資産の減損に係る見積り

① 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

減損損失	548百万円
有形固定資産	12,543百万円
無形固定資産	890百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループでは連結計算書類の作成にあたり、固定資産の減損に係る見積りが経営の実態を適切に反映したものになるようグルーピングを行い、減損の兆候を判定します。兆候があると判定された資産等は減損損失の認識の要否を判定し、その必要があると判定された場合は、金額を測定し連結計算書類へ計上します。

固定資産のグルーピングは、投資の意思決定を行う事業を基礎としております。なお、連結子会社については規模等を鑑み会社単位を基礎として、遊休資産及び賃貸用資産等については物件毎に一つの資産グループとしております。

減損の兆候の判定は、資産等を使用した営業活動から生じた損益の状況や、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎である営業損益について事業計画等とその実績との比較、経営環境及び市場価格の状況など、当社グループが利用可能な情報に基づいて判定を行っております。このうち、事業計画等は取締役会で承認されたものに基づいております。これには、当社グループの過去の経験と利用可能な情報に基づいて設定した仮定に基づく将来の見積りが含まれます。

減損損失の認識の要否の判定は、資産等から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行います。

減損損失を認識すべきであると判定された資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高いほうにより測定しております。

当社グループの過去の経験と利用可能な情報に基づいて設定した仮定は将来の不確実性を伴うため、翌連結会計年度において、資産等について新たに減損の兆候があると判定され、減損損失を認識する必要が生じた場合には、同期間における連結計算書類に影響を与えるおそれがあります。

(2) 貸倒引当金の計上に係る見積り

① 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 2,573百万円

うち決済代行サービスに係る未収入金8,954百万円にかかる貸倒引当金2,564百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

・算出方法

当社グループの貸倒引当金の内、主なものはソリューション事業における決済代行サービスで発生する未

収入金に関する引当金となります。引当金の算出に当たっては、債権の状況に応じて算出した過去の貸倒実績率を基礎に、外部環境等の変化が期末日現在に保有する債権の信用リスクに与える影響を反映するよう、最近の回収状況を加味した予想貸倒率を用いて計上しております。

また、一部特定の債権につきましては、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

・主要な仮定

決済代行サービスの未収入金は、主に一般消費者向けの物販・サービスを行う加盟店に提供する立替払いから生じるものであり、加盟店における顧客に対する小口多数の購入債権から構成され、その信用リスクは加盟店の顧客層及び販売促進の方針並びに当社グループによる立替時の審査及び督促管理に影響を受けますが、債権管理の強化を図っており、将来の貸倒率は現状から大きく上昇しないという仮定のもとに貸倒引当金を算定しております。

・翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

貸倒見積高の見積りにあたっては最近の回収状況等を反映するよう考慮していますが、未収入金の信用リスクは将来の景気動向等の予測困難な外部環境の変化に影響を受けるため、不確実性が伴います。そのため、将来の信用リスクの変動によっては、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する貸倒引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産 13,665百万円

(連結損益計算書に関する注記)

(1) 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所 (会社)	用途	種類	減損損失 (百万円)
東京都千代田区 (ZonExpert(株))	その他	のれん	548

当社グループは、減損損失の算定に当たって、原則として報告セグメント単位に、投資の意思決定を行う事業を基礎として資産のグルーピングを行っております。なお、連結子会社については規模等を鑑み会社単位を基礎としてグルーピングを行っております。なお、遊休資産及び、賃貸用資産等については物件毎に一つの資産グループとしております。

当社の連結子会社であるZonExpert(株)について、当初想定されていた収益が見込めなくなったため事業計画の見直しを行いました。これに伴い、回収可能性を慎重に検討した結果、当連結会計年度において、のれんの全額を減損損失として計上しております。なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により算定しており、回収可能価額を零として評価しております。

(2) 事業整理損

当社グループのeコマース事業セグメントにおいて不採算事業撤退に伴い発生が見込まれる損失を事業整理損として計上しております。

棚卸資産性評価損 757百万円
その他 249百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	34,415	214	—	34,629
合計	34,415	214	—	34,629
自己株式				
普通株式	1	816	—	817
合計	1	816	—	817

- (注) 1. 普通株式の発行済株式の総数の増加214千株は、譲渡制限付株式報酬としての新株発行によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の増加816千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加790千株、譲渡制限付株式の無償取得による増加26千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月7日 取締役会	普通株式	946	27.50	2025年3月31日	2025年6月2日
2025年10月31日 取締役会	普通株式	1,021	29.50	2025年9月30日	2025年11月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年5月7日 取締役会	普通株式	997	利益剰余金	29.50	2026年 3月31日	2026年 6月1日

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については、主に短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、未収入金は、顧客の債務不履行による信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、売掛金管理規程に従い、債権管理部門が顧客ごとの期日管理及び残高確認を行うとともに、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。また、その一部には商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引）を利用してヘッジしております。

借入金は、主に短期的な運転資金に係る資金調達（原則として5年以内）であります。

デリバティブ取引の利用にあたっては、外貨建金銭債権債務の為替相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引に限定しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「連結注記表（重要なヘッジ会計の方法）」をご参照ください。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、資金担当部門が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
① 投資有価証券（※2）			
その他有価証券	4,076	4,075	△0
資産計	4,076	4,075	△0
デリバティブ取引（※3）	68	68	—

※1. 現金及び預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金並びに未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は「① 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	8
非連結子会社及び関連会社株式	0

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	4,069	—	—	4,069
デリバティブ取引				
通貨関連	—	68	—	68
資産計	4,069	68	—	4,137

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
ゴルフ会員権	—	6	—	6
資産計	—	6	—	6

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

一方で、当社が保有している株式方式のゴルフ会員権は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金等と一体として処理されており、当該買掛金等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注) 2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	10,721	—	—	—
売掛金	12,291	—	—	—
未収入金	8,375	—	—	—
合計	31,387	—	—	—

(注) 3. リース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	1	1	1	1	0	—
合計	1	1	1	1	0	—

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位 百万円)

	報告セグメント				
	ソリューション 事業	通販事業	eコマース事業	グループ管轄 事業	計
売上高					
商品の提供	15,960	36,411	14,751	—	67,122
サービスの提供	20,458	251	427	288	21,425
外部顧客への売上高	36,418	36,662	15,179	288	88,548

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき、顧客への約束した財又はサービスの移転と交換に当社グループが権利を得ると見込んでいる対価の金額を収益として認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

ソリューション事業、eコマース事業（旅行企画販売）

ソリューション事業では、主として通信販売事業者及びEC事業者に対し物流代行サービス等の通信販売代行サービスを、eコマース事業のうち旅行企画販売では、主としてバスツアーの企画販売等を行っております。これらのサービス契約については、通常、サービスの提供が完了し、請求が可能となった時点で収益を認識しております。これらのサービスについては、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。また、アフィリエイト取引において、第三者による財又はサービスの提供の手配を行う代理人としての業務を行っております。この代理人業務は、第三者から顧客へ財又はサービスが提供された時に完了し、顧客から受け取る対価の額から当該第三者に支払う額を控除した手数料の金額を収益として認識しております。

通販事業、eコマース事業（旅行企画販売を除く。）

通販事業及びeコマース事業（旅行企画販売を除く。）では、主としてカタログやインターネットを通じてアパレル、インナー、雑貨等の商品販売を行っております。これらの商品販売取引では、通常、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。当社グループは返品に応じる義務を負っており、顧客からの返品が発生することが予想されます。商品が返品された場合、当社及び連結子会社は、当該商品の対価を返金する必要があります。この将来予想される返品部分に関しては、過去の実績に基づいた将来発生しうると考えられる予想返金額により算定し、販売時に収益を認識せず、顧客への返金が見込まれる金額については、返金負債を計上しております。また、一部の連結子会社において、販売時にポイントを付与するサービスを提供しております。顧客に付与したポイントについては別個の履行義務として識別し、将来顧客により行使され履行義務が充足されます。この将来使用されると見込まれる金額について、過去の実績に基づいた使用率で算定した予想使用見込額を契約負債として計上して取引価格から控除し、控除後の額を収益として認識しております。これらの商品販売取引については、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 返金負債

当社グループでは、商品販売に対し将来予想される返品部分に関しては、変動対価に関する定めに従って、販売時に収益を認識せず顧客への返金が見込まれる金額について返金負債を計上しております。

また、顧客との契約から生じた返金負債の残高は以下のとおりです。

(単位 百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
返金負債	269	254

(注) 返金負債は連結貸借対照表上流動負債「その他」に計上しております。

② 契約負債

顧客との契約から生じた契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位 百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
契約負債	50	38

(注) 1. 契約負債は連結貸借対照表上流動負債「その他」に計上しております。

2. 契約負債は主に顧客からの前受金及びポイント付与に伴う顧客のオプションに関連するものです。

3. 当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、ほとんど全て当連結会計年度の収益として認識されています。

③ 残存履行義務に配分した取引金額

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,114円84銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 80円71銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

Ⅲ. 計算書類

1. 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	26,224	流 動 負 債	8,580
現金及び預金	10,399	買掛金	1,039
売掛金	7,317	関係会社短期借入金	3,605
商品	2,777	リース債務	1
貯蔵品	871	未払金	2,395
前払費用	764	未払法人税等	404
関係会社短期貸付金	2,848	預り金	379
その他	1,851	前受収益	8
貸倒引当金	△606	賞与引当金	272
固 定 資 産	16,901	資産除去債務	30
有 形 固 定 資 産	11,129	その他	442
建物	5,164	固 定 負 債	1,490
構築物	137	リース債務	3
機械及び装置	83	退職給付引当金	936
車両及び運搬具	1	環境対策引当金	1
工具器具及び備品	106	資産除去債務	114
土地	5,631	繰延税金負債	433
リース資産	4	負 債 合 計	10,071
無 形 固 定 資 産	243	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	240	株 主 資 本	30,639
その他	2	資本金	6,229
投 資 そ の 他 の 資 産	5,528	資本剰余金	7,445
投資有価証券	4,085	資本準備金	7,445
関係会社株式	1,222	利 益 剰 余 金	17,966
出資金	0	利益準備金	601
関係会社出資金	0	その他利益剰余金	17,365
その他	223	固定資産圧縮積立金	32
貸倒引当金	△2	別途積立金	5,040
資 産 合 計	43,125	繰越利益剰余金	12,292
		自 己 株 式	△1,001
		評価・換算差額等	2,415
		その他有価証券評価差額金	2,367
		繰延ヘッジ損益	47
		純 資 産 合 計	33,054
		負 債 純 資 産 合 計	43,125

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売 上 高		37,182
売 上 原 価		18,714
売 上 総 利 益		18,468
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		14,494
営 業 利 益		3,973
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	129	
受 取 配 当 金	111	
為 替 差 益	12	
そ の 他	34	288
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10	
自 己 株 式 取 得 費 用	25	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	18	
貸 倒 損 失	138	
そ の 他	6	198
経 常 利 益		4,064
特 別 利 益		
関 係 会 社 清 算 益	152	152
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	30	
事 業 整 理 損	136	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	562	730
税 引 前 当 期 純 利 益		3,486
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,217	
法 人 税 等 調 整 額	37	1,254
当 期 純 利 益		2,232

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

3. 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資 準	本 金	資 剰 余 合 計	利 準 備 金	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				
						固 定 資 産 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	6,116	7,332	7,332	601		32	5,040	12,027	17,702	△1	31,149
当 期 変 動 額											
新 株 の 発 行	112	112	112								225
剰 余 金 の 配 当								△1,967	△1,967		△1,967
当 期 純 利 益								2,232	2,232		2,232
自 己 株 式 の 取 得										△999	△999
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当 期 変 動 額 合 計	112	112	112	-		-	-	264	264	△999	△510
当 期 末 残 高	6,229	7,445	7,445	601		32	5,040	12,292	17,966	△1,001	30,639

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	1,181	40	1,221	32,371
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				225
剰 余 金 の 配 当				△1,967
当 期 純 利 益				2,232
自 己 株 式 の 取 得				△999
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,186	6	1,193	1,193
当 期 変 動 額 合 計	1,186	6	1,193	683
当 期 末 残 高	2,367	47	2,415	33,054

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

4. 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
 - i) 子会社株式 移動平均法による原価法
 - ii) その他有価証券
市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
以外のもの
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産
 - i) 商品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ii) 貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法
(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 6～38年
機械及び装置 2～17年
- ② 無形固定資産 定額法
(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 売上債権、未収入金及び貸付金等の貸倒損失に備えるため、事業年度末の一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 使用人及び使用人としての職務を有する役員に対して支給する賞与に充てるため、支給予定見積額の事業年度負担分を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異は、発生時の事業年度に全額費用処理しております。
- ④ 環境対策引当金 PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用に充てるため、処理費用見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、主としてカタログやインターネットを通じてのアパレル、インナー、雑貨等の商品販売を行っております。これらの商品販売取引では、通常、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度増加 株式数 (千株)	当事業年度減少 株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式	1	816	—	817

(注) 普通株式の自己株式の増加816千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加790千株、譲渡制限付株式の無償取得による増加26千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

(税効果会計に関する注記)

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券評価損否認	816百万円
退職給付引当金否認	288百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	186百万円
減損損失	105百万円
賞与引当金否認	83百万円
返金負債否認	78百万円
株式報酬費用	77百万円
減価償却超過額	53百万円
資産除去債務	44百万円
商品評価損否認	44百万円
事業整理損否認	41百万円
未払事業税等	31百万円
その他	53百万円
繰延税金資産小計	1,907百万円
評価性引当額	△1,219百万円
繰延税金資産合計	687百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	1,044百万円
返品資産否認	41百万円
繰延ヘッジ損益	20百万円
その他	14百万円
繰延税金負債合計	1,121百万円
繰延税金資産の純額	△433百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	29.86%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.98%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.50%
住民税均等割額等	0.39%
評価性引当額増減	4.27%
子会社清算による影響	△1.27%
その他	0.24%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.97%

(3) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)**(1) 子会社等**

種 類	会 社 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子会社	株 式 会 社 ス ク ロ ー 3 6 0	(所有) 直接100.0	運 転 資 金 の 貸 付 役 員 の 兼 任	資 金 の 貸 付 利 息 の 受 取	958 21	短 期 貸 付 金 -	841 -
子会社	株 式 会 社 A X E S	(所有) 直接100.0	運 転 資 金 の 貸 付 役 員 の 兼 任	資 金 の 貸 付 利 息 の 受 取	1,249 23	短 期 貸 付 金 -	1,181 -
子会社	株 式 会 社 キ ャ ッ チ ポ ー ル	(所有) 間 接 100.0	運 転 資 金 の 運 用 役 員 の 兼 任	資 金 の 借 入 利 息 の 受 取 利 息 の 支 払 債 務 保 証	852 1 2 449	短 期 借 入 金 - - -	1,941 - - -
子会社	株 式 会 社 ス ク ロ ー ル ロ ジ ス テ ィ ク ス	(所有) 直接100.0	運 転 資 金 の 運 用 役 員 の 兼 任	資 金 の 借 入 利 息 の 支 払	440 0	短 期 借 入 金 -	388 -
子会社	株 式 会 社 ナ チ ュ ラ ム	(所有) 直接100.0	運 転 資 金 の 貸 付 役 員 の 兼 任	資 金 の 貸 付 利 息 の 受 取	498 8	短 期 貸 付 金 -	603 -
子会社	株 式 会 社 ミ ヨ シ	(所有) 間 接 100.0	運 転 資 金 の 運 用 役 員 の 兼 任	資 金 の 借 入 利 息 の 支 払	956 2	短 期 借 入 金 -	970 -

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付・借入の金利については、市場金利を勘案して決定しております。また、反復的に取引を行っている資金の貸付・借入につきましては、月末平均残高を取引金額として記載しております。

2. 株式会社キャッチボールの一部の加盟店契約に対して、債務保証を行っております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は連結計算書類「連結注記表（収益認識に関する注記）」に記載のとおりです。

(1 株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額 977円61銭

(2) 1株当たり当期純利益 65円06銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

IV. 監査報告

1. 連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月7日

株式会社スクロール
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
浜松事務所

指定有限責任社員 公認会計士 角 田 大 輔
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 勝 也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スクロールの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スクロール及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用されてる規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

2. 計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月7日

株式会社スクロール
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
浜松事務所

指定有限責任社員 公認会計士 角 田 大 輔
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 勝 也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スクロールの2025年4月1日から2026年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

3. 監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第85期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月7日

株式会社スクロール 監査等委員会
監査等委員長 村 瀬 司
監査等委員 宮 部 貴 之
監査等委員 宮 城 政 憲
監査等委員 一 杉 逸 朗
監査等委員 小 野 亜 希 子
監査等委員 馬 場 知 瀬 子

(注) 監査等委員村瀬司、宮部貴之、宮城政憲、一杉逸朗、小野亜希子及び馬場知瀬子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上